

子ども・子育て支援新制度

地域の子ども・子育て支援はどんなもの？

新制度では、すべての子育て世帯を支援するために、新たな事業の実施や現在行っている事業を充実させます。

出産・育児支援

妊娠期間中に健康診査を実施し、健康の維持増進を図ります。
生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て情報の提供などをサポートします。

地域子育て支援

地域の身近なところで、子育て中の親子が気軽に交流し、子育て相談ができる場所を提供します。

利用者支援

子どもと保護者が、必要な子育て支援を選択して円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点などの身近な実施場所を、情報の提供や相談、探訪などをします。

一時預かり

保護者の出産やリフレッシュ、短期のパートタイム就労など、子育て保証のニーズに合わせて、保育所等で子どもを一時的に預かります。また、幼稚園等で通常の保育時間を延長、延長して子どもを預かります。

延長保育

保護者の就業状況等により、保育所等の通常の保育時間を延長、延長して子どもを預かります。

病児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院や、通っている保育所などで預かります。

放課後児童室

保護者が就労等により昼間家にいない児童（小学校6年生まで）が、放課後に小学校の教室や専用施設で過ごします。

子育て援助活動支援

子育てに不安や悩みを抱えている家庭へ訪問し、相談・アドバイスを行うことや、一時的に家庭での養育が困難な場合に、子育て短期支援事業（ショートステイ等）を実施します。また、地域での子育て相互援助活動として、ファミリーサポートセンター事業を実施します。

※利用方法や利用料等については、現在検討しています。

新制度スタートまでの流れ

今後のスケジュール(予定)

平成26年 8月	子ども・子育て支援新制度のPRリーフレットを配布	八尾市・子育て支援
9月	子ども・子育て支援新制度での利用手続きに関する説明会を実施 利用調整を行う基準の決定(予定)	
10月	【1号認定】支給認定申請受付スタート(平成27年度分) ⇒幼稚園等の施設利用申請がはじまります。	
11月	【2・3号認定】支給認定申請受付スタート(平成27年度分) ⇒保育所等の施設利用申請がはじまります。	
12月	利用料(保育料等)の決定(予定)	
平成27年 1月		
2月		
3月	「八尾市子ども・子育て支援事業計画」策定	
4月	子ども・子育て支援新制度スタート(予定)	

※実施時期は現時点での予定であり、今後変更となる場合があります。

子育てニーズに対応するための検討

子ども・子育て全般

地域の子どもや、子育て家庭の状況など、それぞれのニーズに応じた子ども・子育ての支援を行っていくため、有識者、子育ての当事者である保護者、子育て支援者、教育・保育関係者からなる会議を設け、幅広い意見を取り入れながら、八尾市における子ども・子育て支援に関する施策の推進にあたっての意見を述べています。

八尾市子ども・子育て支援事業計画の策定

市民の皆さまの子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、国の基本指針等を踏まえ、各種事業の必要の見込み量、提供体制の確保の内容、実施期間等を盛り込んだ「八尾市子ども・子育て支援事業計画」(5年計画)の策定を進めます。子ども・子育て支援新制度の実施に向け、着実に準備を進めていきます。

お問い合わせ先

八尾市役所 こども未来部 〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

●制度全般については…こども政策課 TEL:072-924-3988

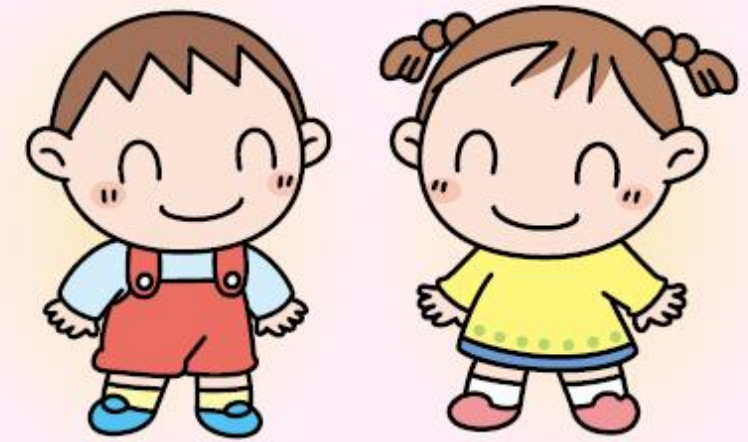
●施設利用については…こども施設課 TEL:072-924-8529

子ども・子育て支援新制度の最新情報については [内閣府 子ども・子育て支援新制度](#) [検索](#)

発行 平成26年8月 八尾市 刊行物番号 H26-61

子ども・子育て支援新制度が
はじまります！

一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会をめざして平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がはじまります。



子ども・子育て支援新制度とは？

子ども、子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会にしていくために、社会全体で子ども、子育て世帯を支えていく環境づくりを進めていく制度です。子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を行います。

八尾市

子ども・子育て支援新制度

どんな施設が対象となるの？

新制度では、保育所や幼稚園などの施設のほか地域型保育などの多様な保育メニューを充実させ、すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられる環境づくりを進めています。

★新制度の対象となる施設

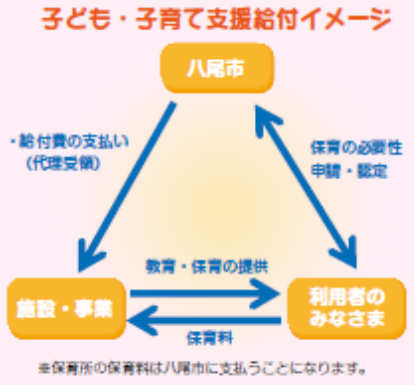
保育所 0～5歳
保護者の就労などのために、保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行うことを目的とする施設です。
八幡市内には39施設(市立7施設、私立32施設(分舎含む))があります。

幼稚園 市立：4～5歳
私立：3～5歳
小学校入学までの幼児が、さまざまな遊びを通じた教育により、小学校以降の学習の基礎を培うことができる学校です。
八幡市内には26園(市立19園、私立7園)があります。

認定こども園 0～5歳
幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
現在八幡市内には認定こども園はありませんが、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行を促進するなど普及を図っていきます。
なお、八幡市ではすべての市立幼稚園・保育所を認定こども園に移行することとしており、その取り組み方法等を現在検討しているところです。また、私立の幼稚園・保育所についても、認定こども園への移行を検討されています。

★新制度の対象となる事業

地域型保育 0～2歳
施設より少人数の単位(19名以下)で、0～2歳の子どもを預かる事業です。この事業は地域の多様な保育ニーズに対応するため、小規模な施設での保育、家庭的な雰囲気のもとでの保育など、新たな形態による事業が可能となります。
八幡市では、子育てに関わる方々のニーズなどをふまえながら、これらの事業をどのように取り組んでいくか、現在検討しているところです。



子ども・子育て支援新制度

施設の利用手続きはどうなるの？

新制度では、幼稚園や保育所等の利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた「認定」の申請をする必要があります。

実際の手続きについては、利用申込みと認定申請が同時にできるため、従来の入園・入所手続きと大きな変更はありません。

1. 認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の子ども	・幼稚園(市立幼稚園は4歳以上) ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで保護者の就労や疾病などにより保育が必要な子ども	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで保護者の就労や疾病などにより保育が必要な子ども	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育

※2号認定・3号認定を受けるためには、保護者の就労(フルタイム、パートタイム)、妊娠、出産、保護者の疾病や障がい、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧などが定める要件に該当する必要があります。

2. 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受けられる方は、保育の必要量に応じて、さらに下記の区分に分けられます。

- 保育の必要量**
(A)「保育標準時間」 → 利用時間は11時間
(B)「保育短時間」 → 利用時間は8時間

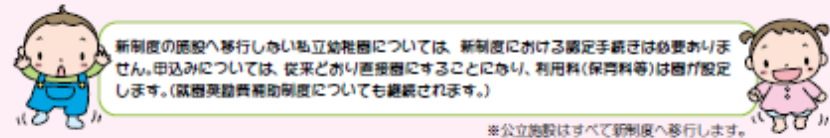
3. 利用料(保育料等)について

幼稚園、保育所、認定こども園などの施設の利用料金(保育料等)は、利用者世帯の所得に応じた負担(応能負担)が基本となり、国が定める基準を上限として市町村が定めます。また、一定要件のもとで、必要経費を上乗せして徴収することができます。

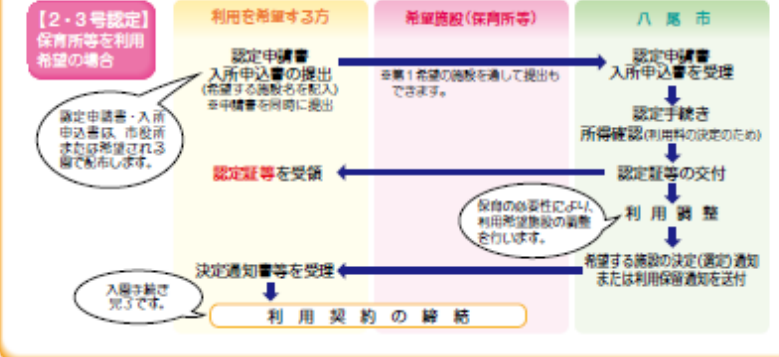
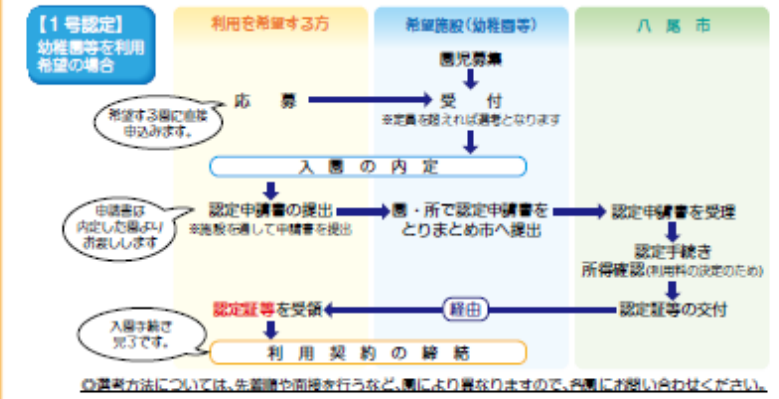
なお、八幡市の利用料(保育料等)の金額については、現在国から示された価格をもとに検討しているところです。(決定は12月ごろを予定しています。)

4. 利用手続きの流れ

平成27年度に幼稚園・保育所等の施設を利用する場合は、「認定」申請の手続きが必要になります。利用の手続きについては右記の手順のとおりとなります。



平成27年4月から新たに施設等の利用を希望する場合



現在幼稚園や保育所等を利用して、平成27年度も引き続き同じ施設の利用を希望する場合

